

毛利元就継室たちと関ヶ原

西尾 和美

はじめに

本稿は、一通の年未詳毛利秀元書状の分析を通して、毛利元就の死後、その孫輝元の時代に至って長く存命であった元就継室たちの生涯の一端を解明することを目的とする。

毛利元就には、隆元、元春、隆景および宍戸隆家室となった娘らの母である妻妙玖の死後に、三吉氏女、乃美大方、中の丸（東とも称する。以下、本稿では、原則として東を用いる）という三人の継室の存在が知られる⁽¹⁾。前稿で述べたように、妙玖の死と、元就と三人の継室たちとの婚姻成立の厳密な時間的關係は不詳だが、三人の継室相互が長きにわたって並存する存在であったことは確かである⁽²⁾。

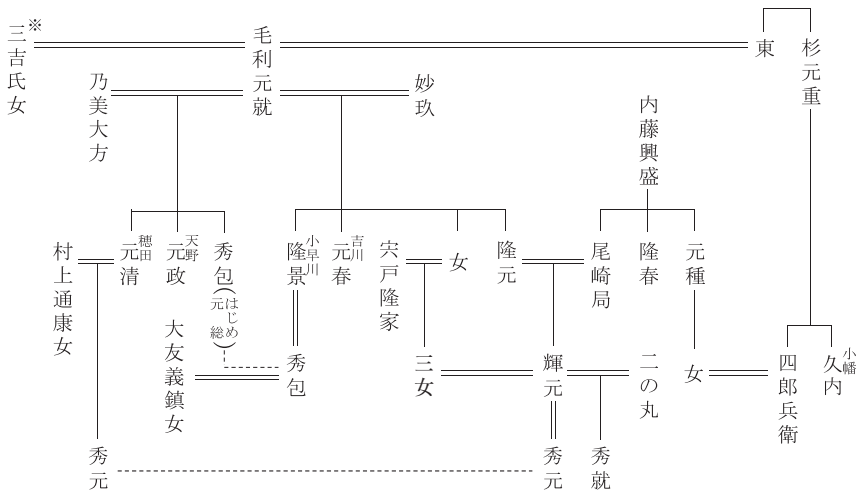
同女たちは、元龜二年（一五七二）六月の元就死後、毛利氏が孫輝元の時代（元就嫡子隆元はすでに死亡）となつて以降も長く存命で、輝元期の毛利氏権力と深く関わって生きた。その没年は、三吉氏女が天正十六年（一五八八）二月、乃美大方が慶長六年（一六〇二）九月、中の丸（東）が寛永二年（一六二五）九月である。享年七十五歳であった元就の死後、三吉氏女は十五年以上、乃美大方は三十年、中の丸は五十年以上、存命であった。なお、乃美大方の長

子穂田元清が慶長二年七月に四十七歳で、末子小早川秀包（はじめ元総。異母兄小早川隆景の養子となる。以下、本稿では、原則として秀包を用いる）が同六年三月に三十五歳で死亡している。輝元の死は寛永二年四月であった。

これらの女性たちについては、その生年が不詳であるため、享年を知ることはできない。ただ、元就との没年の大きな懸隔は、同女たちが長命であったというのみならず、毛利氏の芸術攻略あるいは防長制覇の過程で成立したそれらの婚姻の一方の当事者であった女性たちの婚姻年齢について考えさせる。同時に、元就の妻あるいはその子の母として言及されるにとどまりがちなこれらの女性たちが、実はその生涯の大きな部分を元就亡き時代の中で生きたことが知られよう。むろん、同女たちと輝元期の毛利氏権力との関わりは、同女たちが、文祿四年（一五九五）の秀就誕生まで長く嗣子に恵まられなかった輝元の時代をさまざまに支えた元就の庶子たち、換言すれば輝元の叔父たちの母であったという事実と切り離すことはできない。しかしながら、子のない中の丸も、その生涯にわたって輝元はじめ毛利氏権力の中枢にいた人物たちとの關係を維持し続けている。そこには、妻、母という立場のみにはとどまらない毛利家中におけるさまざまな人間關係やつながりがあったのだと考えられる。

本稿は、以下に掲げる毛利秀元書状の分析を通して、そのような現実の一端を説明しようとするものである。

なお、左に関係者の略系図を掲げた。適宜、参照されたい。



※ 三吉氏女の子どもについては、本稿で言及していないため省略している。

毛利秀元・乃美大方・東関係略系図

一、毛利秀元と乃美大方・東

― 年未詳九月廿九日毛利秀元書状の分析

【史料1】に掲げたのは、本稿で分析の中心とする年未詳九月廿九日毛利秀元書状である。本書状は、「右田毛利家文書」に伝来したものである。翻刻は、山口県編集・発行『山口県史』史料編中世3(二〇〇四年)。以下、同書は『山口県史』史料編中世3(二〇〇四年)として収められている。本章ではまず、そこに登場する人物の確認と比定、および本書状の年代比定を行う。

【史料1】年未詳九月廿九日毛利秀元書状

工なをく、こ、もとひまあき、やかてまかりくたり、かすく申上候へく候、かしく、

ア御ひかしさま御くたり候ま、一ふてまいらせ候、イこのおもてわたん二あひすみ候て、いつ方もあひしつまり候ま、御心やすくおほしめし候へく候、ウおもむきにおいてハ御ひかしさま御物かたりあるへく候ま、くハしく申候ハす候、御悦かさねて申まいらせ候へく候、又々かしく、

才さい相

九月廿九日

カひて元(花押)

キ御ひさちさま

まいる

1 【史料1】の登場人物とその比定

【史料1】に登場する人物は三人である。一人目は書状の差出者「さ

い相 ひて元」(傍線部オ・カ)、すなわち宰相(参議)であった毛利秀元である。秀元は、毛利元就と継室乃美大方の間の長子穂田元清の嫡子である。毛利輝元の子秀就誕生以前において一時、輝元の嗣子となった人物で、のちに輝元から長門国等を分知され、長府毛利氏の祖となった。

二人目は、傍線部ア・ウに見える「御ひかしさま」である。同呼称は、先に述べたように毛利元就継室中の丸のものとして知られる³⁾。東は、同じ元就継室乃美大方の子元清を幼い時から可愛がつていたことが知られる。元清は天正七年頃と推定される書状の中で、実母乃美大方や弟たちとともに子のない同女についても、輝元に後事を託しており、その理由を「我等ほそき時より別而被懸目候条、申上事候」、すなわち小さい頃から可愛がつてもらったからだと述べている⁴⁾。また同女が毛利氏の居城、安芸国吉田郡山城の後に居住した場所の一つとして知られているのは同国廿日市の桜尾城で、同城の曲輪に居住したことに由来する「さくらを ひかしのまる つほね」という署名も知られている。当時、桜尾城は穂田元清の城であった。そのような諸点からするとおそらく、東は元清個人にとどまらず、その母乃美大方や、後には元清の子秀元とも親しい人間関係にあったものと考えられる。【史料1】においても、秀元が自分の書状を下向する東に託しており(傍線部ア)、当時、東は秀元の身近にいたものと考えられる。

さて、三人目は、宛所に見える「御ひきちさま」である(傍線部キ)。「御ひきちさま」についてはただちには特定されないが、いくつかの手がかりをもとに人物比定を試みたい。

まず、第一には、【史料1】が仮名書き書状であることから、「御

ひきちさま」は女性の可能性が高い。むしろ、男性間でも仮名書き書状は見られるが、一般的には女性宛であることが多い。第二には、傍線部ア・ウから「御ひかしさま」すなわち東との親しさ・近しさがうかがえる。傍線部ウからは、東は下向に際し秀元からの書状を託されており、また下向後「御ひきちさま」と親しく話をするようであり、「御ひきちさま」は東と親しい女性と考えられる。第三には、「御ひきちさま」はそもそも秀元本人と親しい存在だと考えられる。傍線部イからは、「御ひきちさま」が秀元の身を心配しているらしいこと、秀元がそのような同人を安心させようとしていることが知られる。傍線部エでは、秀元自身も隙が空き次第、「御ひきちさま」のもとへ下向して親しく話をする⁵⁾と述べている。

以上三点から、「御ひきちさま」は、東と親しい秀元の近親女性もしくはきわめて親密な女性だと考えられる。ただ、妻であれば「つほね」(局)宛であることが多いので、この可能性は低いと判断される。近親としては母(天正十八年没)および祖母乃美大方(慶長六年没)がいる。そのとき注意されるのがこの文書の伝来である。この点が、第四の手がかりとなる。

【史料1】の秀元書状は、右田毛利家に伝来したものである。同家は乃美大方の次男元政が相続した天野家の後称である。『山口県史』史料編中世3には「右田毛利家文書」二五二点が翻刻されているが、その掲載からは、本書状が「元政八譜外 卷十三」という卷子に伝来したことが知られる。同卷子には、本書状を含む十五点の文書が収められているが、その詳細は以下の通りである。

八点は乃美大方宛書状であり、差出者は子息の穂田元清、天野(右田毛利)元政、毛利氏当主である輝元、毛利氏権力中枢を支えるそ

の叔父吉川元春、小早川隆景、重臣福原貞俊らである。二点は乃美大方自身の書状で、子息の元清・元政に宛てたものである。三点は元清宛の小早川隆景書状であるが、その内容は乃美大方に関わるものである。一点は、【史料1】に掲げた「御ひきちさま」宛毛利秀元書状である。一点は、中の丸（東）宛の毛利元就書状である。

以上、この巻子の所収文書の大半は、毛利氏関係者および元清・元政ら子息から乃美大方に宛てた書状、および子息宛の乃美大方自身の書状、小早川隆景から乃美大方の子息穂田元清宛の書状（内容は乃美大方関係）が占める。また、『山口県史』史料編中世3掲載の限り、「右田毛利家文書」のうち乃美大方宛の文書を所収しているのは同巻子だけであることから、同巻子には乃美大方宛の文書および関連文書が一括されていると判断される。

その中で一見の限りでは説明が難しいのが、【史料1】の秀元書状と中の丸（東）宛の毛利元就書状の二点である。後者は、内容的に乃美大方や右田毛利家との直接の関係が見出されるものではなく、中の丸（東）と乃美大方およびその子息たちとの近しさや親しさから、同女没後、何らかの理由で乃美大方の子息の一人元政の家である右田毛利家に伝来したものと考えられる。このような本巻子の収録状況、換言すれば、本巻子に伝来する書状の大半が乃美大方関係のものであり、かつ中の丸（東）宛の元就書状一点を除く毛利氏関係者および元清・元政ら子息の仮名書き書状がすべて乃美大方宛であることから、【史料1】の秀元書状もまた、孫秀元から祖母乃美大方に宛てた仮名書き書状と見る可能性が最も高い。

このような本文書の伝来状況から導かれる判断は、先に述べた第一から第三の手がかりから導き出された可能性、すなわち東と親し

い秀元の近親女性もしくはきわめて親密な女性であるという可能性とも符合する。したがって、以上四点から総合的に判断して、本稿では「御ひきちさま」を秀元の祖母乃美大方と比定する。同女は、本能寺の変後、大坂の羽柴秀吉のもとへ人質に提出された末子小早川秀包の身を案じ、その帰国と人質の交替を毛利氏当主や関係者へ繰り返し嘆願したことでも知られている。また孫秀元と豊臣秀吉養女（実は秀吉弟の秀長女）との婚姻についても毛利氏関係者に反対を訴えたことも知られる⁵⁾。そのような子や孫の身上についての複数の嘆願や行動は、【史料1】傍線部イにうかがえる秀元の身を案じていた存在が同女であることの傍証ともなる。

しかしながら、【史料1】以外、同女が「御ひきちさま」と称された例は知られない。史料上、確認される同女の呼称は、吉田郡山城時代の「まる」⁶⁾、桜尾城居住にちなむ「さくら尾御つめ」⁷⁾、「さくら尾御つほね」⁸⁾、「さくらを御かた」など⁹⁾、他に「御北尾」⁸⁾である。ただ、後述するように同女の終焉の地は、桜尾城でも安芸でもない。孫秀元が輝元から分知された長門国の豊浦郡秋根村であった。現在、同女の灰塚が存在する下関市秋根の普賢寺（当時は普濟寺）の場所が、その終焉の居所であったと伝えられる⁹⁾。桜尾を冠した乃美大方の呼称のように、女性たちの呼称はその居所にちなむことが多い。そうであれば、「御ひきちさま」という呼称の由来の場所の解明は、同女が居住した地の一つを解明することでもある。それは同時に元就死後長きにわたって生きた同女の生涯の一端に触れることともなる。その点については、次章以下で考察を展開する。本章では、その前提ともなる【史料1】の年代比定を次節で行う。

2 【史料1】の年代比定

【史料1】の年代比定について、第一に手がかりとなるのは、差出者秀元の「さい相 ひて元」という署名である（傍線部オ・カ）。宰相は参議の唐名である。秀元は、文禄四年（一五九五）正月六日の輝元の権中納言任官・叙位と同時に、参議に任じられ従三位に叙せられた¹⁰。したがって、秀元が「さい相」を名乗る九月廿九日付の【史料1】は、少なくとも文禄四年以降のものとなる。第二に、乃美大方の死去は慶長六年（一六〇一）九月十四日である。「御ひさちさま」を同女とするならば、【史料1】は慶長五年以前のものでなければならぬ。

以上の二点から、本書状の比定年代はまず文禄四年から慶長五年までの六年間に絞られる。その上で注意される第三点は、傍線部エ・アに見える「やかてまかりくたり」「御ひさちさま御くたり候ま、」などの表現である。すなわち、【史料1】の当時、秀元や東は国元を離れており、今後の移動を「くたり」と称していることから、彼らが行った場所は日本国内で、畿内、あるいは国元より以東・畿内以西のどこかであろう。すなわち、秀元も出兵した第二次朝鮮出兵の期間は除かれる。次に、第四点として注意されるのは、傍線部イに知られるごとく、【史料1】の時期は、そのような場所で秀元が身をおいている状況を、祖母乃美大方が離れた場所（おそらく国元）から案じなければならぬような九月だということである。かつ廿九日段階では、状況が「わたん」（和談）となつて鎮静化しており、秀元がそのことを祖母に伝え安心させ得るような九月である。「このおもて」「いつ方もあひしつまり」などの文言からは、秀元が身をおいている状況が秀元個人の利害に関わるというより、秀元を含

めたより広範な人々を巻き込むものであったこともうかがえる。

そのような諸状況が存在する九月が、文禄四年から慶長五年の間に見出されるとすれば、最も適格的であるのは、関ヶ原合戦が行われた九月であろう。すなわち、【史料1】の年代は慶長五年に比定されると考えられる¹¹。慶長五年であれば、秀元は大坂におり、第三点として指摘した「やかてまかりくたり」などの文言も整合的に理解される。

以上、本節では、前節で述べた「御ひさちさま」の人物比定および【史料1】に見える諸文言を手がかりとして、【史料1】を慶長五年のものとする年代比定を導いた。以下、関ヶ原合戦前後の史料と研究史から、若干の補足を述べてみたい¹²。

毛利輝元が大坂城西の丸に入り、西軍の盟主たる立場に立ったのは慶長五年七月半ば過ぎのこととされ、同月十九日の西軍の伏見城攻撃により、関ヶ原に至る戦端が開かれた。家康が下野小山から軍を返すのは、八月四日のことである¹³。

ただ、周知のように、関ヶ原での東西両軍の衝突を迎える以前に、毛利氏方の吉川広家・福原広俊らは、毛利氏安堵のために水面下で東軍と交渉を続けていた。兩人に宛て、関ヶ原合戦の前日九月十四日には、井伊直政・本多忠勝連署起請文（大日本古文書『毛利家文書之三』一〇二〇。以下、同書は『毛利三』）および福島正則・黒田長政連署起請文（『毛利三』一〇二一）が出されており、それぞれ毛利氏の分国安堵と、輝元に対し家康の如在なき旨が確認されている。そのような状況をふまえて、十五日の関ヶ原での東西両軍決戦では、毛利軍は動かず、一切戦火を交えることなく東軍の勝利となり、毛利軍は大坂へと退却した。

戦後の九月十七日福島正則・黒田長政連署状（毛利輝元宛。『毛利三』一〇二二）においても、吉川広家・福原広俊らの働きにより、家康は輝元に対し少しも如在なきことが述べられている。このような状況を受けて作成されたと思われる、福島正則・黒田長政宛の九月十九日毛利輝元書状案（『毛利三』一〇二三）では、輝元は「殊分国中不可有相違之通、預御誓紙、安堵此事候」と述べている。同じく、兩人宛の九月廿二日毛利輝元起請文前書案（『毛利三』一〇二五、一〇二四も同内容）では、第二条目と第三条目において「一我等分国、無相違被思召之通、誠令安堵候事」「一於此上者、西丸之儀渡可申候、已奉奉対内府様、聊不存如在、表裏別心不可在之事」と述べている。この段階では毛利氏側においては、従来通りの分国安堵と引き換えに大坂城西の丸の明け渡しが決められたと思われる。毛利輝元宛の九月廿五日池田輝政外四名連署起請文写（『毛利三』一〇二六）は、輝元に対し再び家康が如在なきことを述べている。

以上のようなやりとりを経て、輝元は大坂城から大坂の毛利屋敷に退出した。『義演准后日記』同年九月廿六日条には「輝元ハ下屋敷へ出云々」と見える。このような展開のもとで、戦前には吉川・福原兩人の動きを知らず主戦派であったという秀元においても、和談が成立したと認識したものであろう。【史料一】傍線部イは、このような段階の秀元の認識を反映したものと考えられる。

しかし、【史料一】の秀元書状の前日にあたる『義演准后日記』九月廿八日条には、「内府大坂城へ御入云々、輝元ハ本国へ帰云々、治定未聞」と見える。輝元の大坂城退出と入れ替わって家康が大坂城へ入ったと述べ、輝元は帰国かと伝えながらも、事態がまだ落着いたとは見ていないことが注意される。

九月晦日福島正則・黒田長政連署状（『毛利三』一〇二七）は、吉川・福原・渡邊・宍戸の諸氏に対し、「今朝輝元御身上之儀、内府へ申上候処、弥相濟申候、兩人大慶、各御同事候、様子可申渡候間、明朝羽左太へ可有御出候」と述べている。輝元身上の儀につき、福島正則の所への明朝の出頭が求められた。その内容は同連署状には記されていない。しかし、同日付で福島正則・黒田長政に宛てた井伊直政外二名連署覚書（『毛利三』一〇二八）は、薩摩征伐に向かう徳川秀忠の広島下向にあたり、毛利氏が路次筋諸城へ番手を入れおくこと、毛利氏年寄衆から人質を提出すること、輝元室は伏見の上屋敷へ移らせること、輝元自身が薩摩への先陣を務めること、大坂方の人質をただちに返還すべきことを並べ、それら諸点が実行されて初めて、家康が藤七郎（輝元の嫡子秀就）に対面すると述べている。その文面からは、従来、如在なきと繰り返されてきた家康の輝元に対する所存の変化が感じ取られよう。

輝元父子の身命安堵と引き換えに、周防・長門二カ国への大幅な減封が申し渡され、毛利氏の処分が決定するのは、十月十日のことである（慶長五年十月十日徳川家康起請文写。大日本古文書『吉川家文書之二』九一四）。

『義演准后日記』同日条は、「輝元降参無異儀云々、治定歟如何」と記しており、これをもって落着らしいと見ている。さらに同月十五日条は「諸大名知行分在之云々、福嶋左衛門大夫備後・安芸两国、輝元城ヒ口嶋城拜領之云々」と記している。

『義演准后日記』同年九月廿七日条には「内府奉行衆ヨリ、預物之儀糾明トメ折昏来了」、同廿九日条には「預物ノ儀ニ付宰相京都へ遣之」、同晦日条には「預物出入在之」と見え、家康の大坂城入

城と時を同じくして、西軍方への厳しい詮索と追及が始まり、醍醐寺の預物にも及んだことが知られる。研究史によれば、輝元についても、家康の大坂城入城後、次々に西軍盟主としての活動を示す証拠が見つかり、輝元への処分が厳しいものへ転換したことが指摘されている¹⁴⁾。

『義演准后日記』十月朔日条は、西軍の首謀者であった石田三成・小西行長・安国寺恵瓊の三人が洛中を引き廻しの末に六条河原で斬首され、三条橋に梟首されたことを記している。また同月七日条には「石子備前」も同じく処刑され三条橋に梟首となったことを伝えている。毛利氏処分に変化が見え始めた九月末以来、最終処分が決定する十月十日までの間のことである。この間、吉川広家が奔走して輝元への分国安堵を取り付けたことが伝えられているが、その経緯を記した諸文書は光成準治氏によれば偽文書だと指摘されている¹⁵⁾。ただ、この間の諸状況からして、この十日ほどの時日はまさに毛利氏にとって分国はおろか家存続の危機であり、さまざまな交渉が行われたことは事実でもあったと推測される。

さて、以上のような関ヶ原合戦後の毛利氏をめぐる処分と交渉の推移をふまえたとき、九月廿九日の日付をもつ【史料1】の秀元書状がきわめて微妙な時期に位置するものであることがわかる。しかし、【史料1】からは、必ずしも状況の悪化への懸念や不安、緊張は看取されない。毛利氏の処分は、ただちに秀元や乃美大方の身上にも影響が及ぶものであり、秀元が祖母を安心させるために文面を取り繕ったとしても意味はない。文面通り、当時の秀元はそのような状況変化をいまだ察知する立場におらず、その認識は、従来通りの分国が保障された和談段階にとどまっていたものと判断されよ

う。【史料1】は、以上のような毛利氏の戦後処分の最終決定に至る時間的位置における秀元の認識のもとで、同人の身を案じていた祖母乃美大方へ宛て書かれたものと結論される。

ただ、この比定に問題が残らないわけではない。それは、同書状に見える秀元花押に関することである。【史料1】の秀元花押は、大きくは文禄年間以来、一貫して用いられているものである¹⁶⁾。しかし、慶長五年九月廿三日付の家臣への感状において、すでに新たな花押使用が確認される¹⁷⁾。従来とは一新された花押で、関ヶ原合戦後、徳川の世になることをふまえた新たな花押の使用であったと考えられる。そうすると、【史料1】はその新花押使用例から一週間ほど後に、旧来の花押を使用した例となる。このような例が一般的に見出されるのか否かについて本稿では判断できないが、以上に述べてきた考察の限り、【史料1】を慶長五年のものとするとは妥当と考えられる。一方、新花押使用の時期も、年月日が明記された感状であるので動かない。ただ、両者は文書の性格を全く異にしている。一方は親しき祖母への私信であり、一方は戦功のあった家臣へ知行を宛行う感状である。かつ、新花押の形状からしてその切り替えは関ヶ原合戦後であり、使用期間はまたきわめて短い。以上をふまえ、本稿では、【史料1】における旧来の花押使用について、感状等では新花押へと切り替えた間もない時期で、祖母への私信においては祖母が旧知の花押を用いたものと考えておく。

二 乃美大方と小早川秀包室——「御ひきちさま」と「引地君」

先に述べたように女性の呼称はその居所にちなむことが多く、「御

ひきちさま」が乃美大方の呼称であれば、その由来は【史料1】の当時、同女が引地（以下、史料の引用を除き、地名としての一般的表記は引地とする）と呼ばれる場所に居住していたことに由来する可能性が高い。

元就生存中の吉田郡山城を除き、同女が最も長く居住したのは子息元清の安芸国桜尾城であったと考えられる。元清は慶長二年（一五九七）に同城で死亡しているので、その頃までは乃美大方も同城に居たことは間違いないだろう。したがって、【史料1】すなわち慶長五年当時においても、「御ひきちさま」という呼称の由来となる乃美大方の居所として、まず桜尾城が検討されるが、地名辞典等による限り、同城周辺に引地という場所は見出せない。

次に、長門国の秋根を検討する。前述したように、秋根には、乃美大方の終焉の場となった居所があり、死後には灰塚が作られ寺院となったと伝えられている。乃美大方の出自は安芸国小早川一族で、婚姻後に居住した吉田郡山城、桜尾城もすべて安芸国内である。元清が天正年間に預けられた猿懸城が加わるとしても、備中国である。その同女が長門国で最期を迎えることになるのは、孫秀元の長門国の分知と毛利氏の防長移封によってである。【史料1】は、乃美大方死去の一年ほど前の日付であるから、当時すでに長門国秋根に居たとする可能性もある。しかし、秋根周辺にも、やはり引地という地名は見出せない。

そのとき、あらためて注意されるのは、【史料1】は戦後の九月廿九日のものながらも、そこに見える「御ひきちさま」は当然、関ヶ原以前からの呼称であったことである。「御ひきちさま」が居所にちなむ呼称であれば、秋根移住は引地以降となる。

女性たちの居所は、夫や子、孫など所縁の人間関係とその生死によって規定され、かつ彼らが巻き込まれた戦争や知行替えなどにより変転する。慶長二年の長子元清の死、同四年の孫秀元の長門国の分知、そして同五年の関ヶ原合戦など、乃美大方の晩年には、女性の居所を規定し、その変転を招来する大きなできごとが複数存在する。そうであれば、安芸国桜尾城以後、長門国秋根以前の長くはない時間の間にも、乃美大方がさらに別の場所に居住した時期があり、そこが引地であった可能性はある。【史料1】傍線部エで秀元自身も隙が空き次第、下向していろいろ話をすると述べていることから、そこは秀元が慶長四年六月に分知された長門国である可能性が高い⁽¹⁸⁾。

引地が長門国内ではないかと考えたとき、ひとつの伝承が注目されるものとなる。それは同国豊田郡の山中にある「引地君」の墓の存在である。「引地君」は、大友宗麟の娘で小早川秀包の妻となった女性で、洗礼名はマゼシヤ（マセンシヤ）という。前述したごとく、秀包は毛利元就と乃美大方の末子である。秀包は異母兄である小早川隆景の養子となったが、のちに隆景が秀吉の甥秀俊を養子として貰い受けるに及び、別家を建てた。同人は、関ヶ原合戦後の慶長六年、国元の九州久留米に帰る途中、長門国赤間関で病死する。その後、黒田氏らに国元を追われた秀包の妻子は、長門国へ渡り同国内に居住したという。その秀包室の墓と伝えられる五輪塔が、現在の下関市豊田町の華山にある神上寺の近くに存在し、「引地君」の墓と伝承されているのである⁽¹⁹⁾。秀包の嫡子元鎮は、長門国豊浦郡において、慶長六〇七年以後に滝部、阿川、殿居などの地を毛利氏から宛行われた⁽²⁰⁾。

秀包室が「引地君」と伝承されることも、やはり長門国移住後の居所にちなむ可能性が高いと考えられる。「御ひきちさま」と「引地君」は同じく引地にちなむ呼称である。ただ、【史料1】秀元書状の「右田毛利家文書」における伝来状況からしても、元就継室であった東との親しさからしても、さらに「御ひきちさま」が関ヶ原合戦以前からの呼称と考えられることからしても、「引地君」と伝承される秀包室は「御ひきちさま」と同一人物ではない。

しかし、その一方で、この二人の女性は、非血縁ながらも秀包の母と妻というきわめて近しい立場にある。そして、ともに関ヶ原合戦前後の時期あるいは関ヶ原合戦後に長門国内のいずれかの地に居住し、「御ひきちさま」と呼ばれ、あるいは「引地君」と伝承されている。両者の呼称の同一性は、その関係性をふまえたとき、居住地の同一性を推測させる。

乃美大方は秀元が関ヶ原合戦に際し上坂する以前にすでに引地に居住しており、関ヶ原合戦後の【史料1】よりも後の時期に秋根に移ったと考えられよう。秀包室が長門国に移り住むのは関ヶ原合戦後である。秀包室の居住地は、あるいは乃美大方が秋根に移る前に住んでいた引地にある屋敷ではなかったのか。秀包室が置かれていた関ヶ原合戦後の状況と二人の女性の関係性からして、それは実証困難ながらも、あり得る現実であったことだろう。後に秀包の子元鎮へは秀元の妹が再嫁している²⁾。両人は乃美大方の孫である。

本章では、以上から、乃美大方が安芸国桜尾城以後、長門国秋根以前に居住した可能性のある引地について、その子秀包室が関ヶ原合戦後に長門国に移り住んだ引地と同じである可能性が高いと考える。「引地君」と伝承される秀包室の墓が豊田郡内の神上寺近くに

あることから、引地は同郡内あるいはその周辺の地であろう。次章では、乃美大方がそこに居住するに至った背景に目を向け、さらに考察を深めたい。

三 乃美大方と東

1 長門国豊田郡と東の所縁

前章の考察では、「御ひきちさま」という呼称の由来になった引地の場所は、長門国の豊田郡内あるいはその周辺と考えた。当時、すでに高齢であったと思われる乃美大方が、たとえ孫秀元が長門国を分知されたのだとしても、秋根以前の一時期、そのような山間の地に移り住むどのような背景があったと考えられるのだろうか。

再び、【史料1】に戻り、傍線部ア・ウに注目してみたい。同傍線部からは、引地が「御ひかしさま」すなわち東の下向先、帰国先でもあることが読み取れる。傍線部アの文言からすれば、秀元の書状は東の下向・帰国を幸便として託されたのであり、東の下向がわざわざ秀元の書状を届けるためであったのではない。また傍線部ウの文言の限り、東はその帰国先において乃美大方に対面し詳細を話すのだと思われ、下向の途次に乃美大方のいる場所に立ち寄るようには読み取れない。とするならば、「ひきち」は乃美大方の居所としてのみならず、東との所縁からも比定され得る場所となる。

そのように考えたとき注意されるのは、筆者が前稿で指摘した東との近親関係が想定される杉氏が、引地とは特定されないながらも豊田郡あるいは豊浦郡内において、戦国・織豊期に毛利氏から、あるいは大内氏時代に遡って知行を認められていた事実である。

第一に、永禄十年（一五六七）卯月十九日毛利元就・同輝元連署安堵状²²によれば、杉彦七（元重）が、毛利氏から豊田郡内において田耕村七十石足、幸殿村六十石足、浮石別符六十石足の知行を与えられており、かつそれらが内義隆以来の知行であることが知られる。杉彦七（元重）は、「小幡系図」によれば東の兄弟の位置に記され、東の弟と伝承される人物である²³。

第二に、毛利輝元知行宛行状写（『萩藩閩閩録』巻百二十九内藤権兵衛。同書は以下、『閩閩録』）によれば、天正十六年（一五八八）六月廿一日付で、毛利輝元から杉少輔四郎が長門国豊田郡内で百貫の地を遣わされている。『閩閩録』同家の由緒書によれば、杉少輔四郎は四郎兵衛とも名乗った杉吉重という人物である。その妻内藤元種女は、内藤隆春の姪であったことから、その婚姻に際し化粧免六十四石が遣わされ、それを相続した子権兵衛の代に杉から内藤に改姓したと伝えられている。内藤隆春は輝元の母尾崎局の実弟で、輝元期毛利氏の重臣の一人である。同じく「小幡系図」によれば、元重の子の一人に杉四郎兵衛が見える。東の甥にあたる。同人は、寛永二年（一六二五）四月に死去した輝元の葬礼に、東の名代として参列していることが知られる人物である²⁴。同人もまた、天正十六年段階で豊田郡内に百貫の地を有したことがわかる。

第三に、江戸時代、豊田郡の殿居村と田耕村の境界にある城山（竜山城）について、杉元重の城であったという伝承が伝えられている。『防長地下上申』所収の元文四年（一七三九）の「殿居村由来覚」によれば、殿居村について「往古当村城主杉民部大輔元重と号、当村二御居住被成、依之殿居と申伝候事」²⁵とあり、同村の田耕村境にある城山について、他に由緒はないが、「往古杉民部大輔元重城主之由申

伝候」と記している。田耕村由来書（元文三年カ）においても、殿居村との村境である小村小野村にある城山について、他に由緒はないが、「往古楢南部正元重と申仁被住たる由、又毛利元氏公と申仁居住被仕たるも申伝候」と記している²⁶。後述するように、毛利元氏が竜山城を預け置かれた事実は正しい。官途名の部分が不正確ながらも「楢南部正元重」が「杉民部大輔元重」と同一人物であることは間違いない、やはり杉元重の竜山城居住を伝えるものと考えられる。すなわち、史料は断片的ながらも、東の近親の杉氏の流れが、大内義隆の代から天正十年代後半にかけて豊田郡内に知行を有していた事実が確認される。殿居と田耕の村境にある城山だったと言われ、山は、現在の下関市豊田町田耕の五千原バス停付近に立つと、北側の平野部の向うに連なる山々の中でひととき目をひく。屋敷があつたという殿居はその麓である。それぞれ杉氏の居館と詰めの城と考えられ、同地が東の近親元重の流れの杉氏と関わり深い地であることが知られる。

第四に、東との近親関係は不詳ながら、杉重良・元良の流れの杉氏もまた同郡内等に知行を有していた。『閩閩録』巻七十九杉七郎左衛門によれば、弘治三年（一五五七）八月廿八日杉松千代当知行注文写に「一九石 豊西郡内穉田成富名」と見え、杉松千代宛^{（元良）}の天正十六年六月廿八日毛利輝元知行宛行状写に「長門国豊田郡内五百九十石参斗余足、大津郡内六百五十七斗余地」と見える。『閩閩録』同巻には、文禄四年（一五九五）九月廿四日付の杉少輔九郎給地付立^{（元良）}・起請文の写が収められている。「豊田郡居住 杉少輔九郎」が毛利氏に提出したものである。それによると、杉少輔九郎は、上八道村に式百拾八石五斗六升六合、下八道村に百八拾壹石四斗八升壹合、

樽ヶ畑に百三拾壹石貳斗九合、今出畑に貳百三拾六石三斗五升三合、臺ノ畑に百七拾四石九斗四升壹合、鷹子ノ内に七拾貳石二斗七升八合、阿座上ノ村に六拾六石七斗壹升壹合、神田別符内に五拾壹石七斗八升九合、合わせて千百三拾三石三斗貳升八合の知行を有していた。「内所務七百七十九石五升八合」と見えるのは年貢高であろう。その時期は、【史料1】の慶長五年（一六〇〇）九月廿九日秀書状の約五年前である。前稿で言及したように、永祿年間の東（当時の中丸）宛の毛利元就書状には、同女が豊前松山城を守る杉重良を案じていることをふまえたと思われる文面が見え²⁷⁾、杉重良・元良父子も、詳細は不詳ながら東の縁者であったものと思われる。東出自の元重の流れの杉氏と重良・元良の杉氏がともに、豊田郡内に知行を有している事実からは、両杉氏は一族の中でも関係の近い流れであったものと考えられる。彦七元重が豊田郡内に知行地を有した永祿段階と、杉少輔九郎元良が豊田郡内に居住し、千石余の知行地を有した文祿四年段階では、三十年近い時間の開きがあり、両者の知行の相互関係を知ることではできない。天正十六年段階では、元重の子四郎兵衛が百貫の知行を与えられていたが、元重の嫡子久内については文祿三年以来、知行を与えられるよう、東が小早川隆景に嘆願を繰り返していることが知られ、元重の流れの杉氏の豊田郡知行は文祿頃には変化が生じていたとも考えられる²⁸⁾。

以上、乃美大方が居住した引地が存在すると考えられる豊田郡には、乃美大方と親しい東の兄弟や甥である杉元重・少輔四郎（四郎兵衛）あるいは詳細は不明ながらも関係者だと思われる杉重良・元良の知行地が存在していた。子のない東にとって、兄弟と甥は最も身近な近親者と言ってよい。また、元良の知行地は、文祿四年に至

り確認される。

天正十九年には毛利（繁沢）元氏が「豊浦郡殿井龍山之城」を預けられ、文祿五年までにその知行高は大きく拡大したようである²⁹⁾。しかし、『関関録』巻七十九杉七郎左衛門に収められた慶長六年三月十二日繁沢元氏・毛利元景連署判物によれば、関ヶ原合戦後の毛利氏分国の削封により玖珂郡に移った兩人（元氏・元景は父子）が、新たに同郡で与えられたうちから百石を割いて、杉七右衛門尉（元良）へ進めている。このことからすれば、この時期に至るまで、杉氏の重良・元良の流れは豊田郡に知行を有していたと思われる。

長門国豊田郡には、少なくとも大内義隆時代から永祿、天正、文祿、慶長初年に至るまで、杉氏の知行の存在が確認される。とくに、殿居には東の弟という杉元重の居館があり、殿居と田耕との村境の山にはその詰めの城があったと伝承される。豊田郡殿居付近は、東の最も身近な近親の知行地であったと考えられよう。その殿居と近接の下八道村、浮石村、田耕村に、敷地、引地という近世の小村名が確認される³⁰⁾。近世以前には、一連の地であった可能性もあろう。

本章では、【史料1】に見られる「御ひきちさま」という呼称の由来の地について、東所縁の地でもあるという観点から考察を展開した。その結果、東所縁の杉氏と関係の深い豊田郡内の殿居周辺の諸村に近世の小村名として複数見出される引地が、「御ひきちさま」が居た場所ではなかったかと推定する。

2 乃美大方・東と関ヶ原

以上、前節では、乃美大方は親しき元就継室どうしであった東の所縁により、関ヶ原合戦以前において長門国豊田郡の引地に移り住

んだのではないかと考えた。

前述の小早川隆景書状によれば、文禄三・四年のころ東は「桜尾お東」と呼ばれており、なお桜尾城に居たと見られる。乃美大方についても、嫡子元清が桜尾城で死去したのは慶長二年七月、秀元が輝元から長門国等を分知されるのは慶長四年六月であるから、長門国への移住は、秋根以前であるとしても晩年であることは間違いない。したがって高齢でもあったと推測される乃美大方の住み慣れた桜尾城からの移住が、些細な契機で行われたとは想定しがたい。慶長初年のこの時期に、乃美大方の居所をあえて変更しなければならぬ事態が生じたのだと考えられよう。

その事態とはやはり関ヶ原合戦ではないだろうか。九月十五日、関ヶ原での本戦においては、毛利軍は東軍と戦火を交えることなく、終結を迎えた。しかし、それ以前において、主戦派であった秀元はそのような終結に至る吉川広家や福原広俊などの東軍への内応工策を知らず、そのような結末を予想していなかったと考えられる。そうであれば、秀元は当然、海に近い桜尾城に祖母を残して上坂し出陣することは危険だと考えただろう。実際、関ヶ原合戦は、本戦の戦場においてのみ戦われたのではなく、各地域の戦場においても戦われている。安芸国周辺でも、毛利輝元は村上元吉らを伊予の奪還に派遣し、元吉は伊予の三津で東軍方の加藤軍と戦って死亡した³¹⁾。そのような事実をふまえれば、毛利氏方の国元の諸城が東軍方の勢力によって攻撃される可能性も同じく危惧されて当然であっただろう。そのような状況下ゆえに、乃美大方は戦火に巻き込まれる危険を避けて長門国豊田郡の山間の地へと赴き、関ヶ原合戦が終結して秀元が長門国に下向した後、山間の地を離れ、再び秋根

へと移ったのだと考えられる。おそらく引地への移住は関ヶ原合戦がなければ乃美大方の身の上起こらなかつたことであり、緊急の移住にあたり、東所縁の地を頼つたのではないだろうか。関ヶ原合戦は、それにどのような関係したとも語られることのない一人の高齢女性の晩年にも、その影響を及ぼさずにはいなかったのだと考えられる。

一方、「史料1」からは、当時、東は大坂にいたことがわかる。東在坂の時期もまた不詳だが、和談がなつたと認識される状況下で国元に帰国するらしい様子からは、同女はおそらく大坂方への秀元の人質であつたと見られよう。老母が人質に提出される例は少なくないが、秀元の母は天正十八年にすでに死去している。母や高齢の祖母乃美大方に代わる存在として、東が大坂にいたものかもしれない。東は、乃美大方よりなお二十年余り存命する事実からも、乃美大方より若かつたのかもしれない。東が秀元方の人質として在坂したのならば、その一事もまた、同女が乃美大方・秀元らにとつて、いかに親密な存在であつたかを物語る³²⁾。

乃美大方の秋根への移住と東との関係は、不詳である。東は、寛永二年、輝元よりなお半年ほど後に、豊田郡の北に隣接する大津郡深川村で死去し、大寧寺に葬られた。

おわりに

以上、三章にわたり、「石田毛利家文書」に伝来した年未詳九月廿九日毛利秀元書状を中心に考察を展開してきた。要点は以下の通りである。

第一に、同毛利秀元書状を詳細に分析し、その年代を慶長五年、宛所「御ひきちさま」を秀元の祖母である乃美大方と比定した。

第二に、その比定をふまえると、同書状は、慶長五年九月廿九日という、関ヶ原合戦後の毛利氏に対する処分が変化するきわめて微妙な時期に位置している。本書状は、同時期にその変化をいまだ察知していなかった秀元が大坂から、和談が成ったことを国元にいる祖母乃美大方に知らせ安心させようと、帰国する東に託したものであった。

第三に、乃美大方の「御ひきちさま」という呼称の由来となったのは、慶長四年に秀元が毛利氏から分知された長門国の豊田郡の山間の地であったと考えた。同郡の山中には、関ヶ原合戦後に九州から長門国に移り住んだ乃美大方の末子秀包室の墓があり、「引地君」の墓と伝承されている。秀包の母と妻という二人のきわめて関係の近い女性が、ともに長門国に移り住み、関ヶ原合戦前後あるいは関ヶ原合戦後に「御ひきちさま」「引地君」と同一の呼称で呼ばれており、両者の居住地は同一であったと考えられる。

第四に、豊田郡には、乃美大方と親しい東の近親や関係者である杉氏の知行が存在していた。なかでも、殿居と付近の山は、東の弟と伝えられる杉元重の居館と詰めの城がある東所縁の地であった。その殿居に近接する諸村に見える地名が引地であった。乃美大方は、関ヶ原合戦の戦火に巻き込まれることを避けるため、海に近い安芸国桜尾城を離れ、慶長四年に秀元が毛利氏から分知された長門国内の豊田郡の山間の地へ、東の所縁を頼り、移り住んだと考えた。

第五に、東は関ヶ原合戦当時、大坂方への秀元の人質として在坂していたと考えられる。秀元の母や祖母に代わったものと思われ、

その一事からも東と乃美大方やその子・孫との近しさがうかがえる。

以上の考察からは、ともに毛利元就継室であった乃美大方と東の生涯にわたる親密な距離が浮かび上がった。その事実はいくつものことを考えさせよう。権力論や政治史研究における言及のみならず、女性史研究においても、女性への視野はしばしば妻・母、夫や男子との関係に限定されがちでもある。女性に関する史料が婚家に伝来し、そのような婚家での姿を伝えるものが多いという史料の現実が、女性たちへの視野の限定をあらためて意識化させない基盤にある。しかし、近代大家族と異なる当時の家や家中、あるいは婚姻の中で、女性たちもまた多様な人間関係を育み、多様な人間関係に巻きこまれ規定されつつ、その生涯を生きた。そのような現代の家族の認識を越える人間関係の多様性は、当時の社会を生き抜いていく人々にとつて、男女を問わずあたりまえの現実でもあったことだろう。残された史料から実証し得ることは、常に人が生きた現実に追いつくことはないが、その埋めがたい懸隔には、一つひとつ明らかに意識化されていくべき諸問題が存在する。過去と現代をつなぐ歴史研究の基礎にある史料そのものに内在するジェンダーを意識化すること、そのような課題の重要な一つである。

註

(1) 元就継室の呼称について、本稿では一般に周知のものをを用いた。三吉氏女は三吉氏出自の娘の意である。乃美大方は、乃美氏出自の大方(当主の母や妻)の意で、必ずしも史料上で確認されるわけではないが、現在広く通用している呼称である。中の丸

(あるいは東) は史料上に見える同女の自称である。それぞれ史料の状況も研究の蓄積も、また一般の周知度も異なるため、あえて呼び方を統一していない。なお、三者相互の立場や地位、妙玖との異同については究明されておらず、研究史の現状ではともに継室と称されている。本稿でも、そのような現状同様に、継室の語を使用していることをおことわりしておく。

- (2) 西尾和美「毛利元就継室『中の丸』の出自」(京都橋大学『女性歴史文化研究所紀要』第二二号、二〇一四年)。
- (3) 中の丸については、五條小枝子「中の丸(毛利元就継室)考」(『広島女子大学国際文化学部紀要』十一号、二〇〇三年)。前掲西尾「毛利元就継室『中の丸』の出自」など。
- (4) 大日本古文書『毛利家文書之三』八四七年未詳十月八日穂田元清書状。
- (5) 西尾和美「毛利輝元養女と興正寺門跡の婚姻をめぐる一考察」(『松山東雲女子大学人文科学部紀要』第十九卷、二〇一一年)一四三〜一四四頁。「教行寺文書」二五年未詳六月四日毛利輝元・小早川隆景連署起請文(兵庫県史編纂専門委員会編『兵庫県史』史料編中世1、一九八三年)。
- (6) 「長府毛利家文書」七八年未詳二月廿九日毛利元就書状(山口県編集・発行『山口県史』史料編中世4、二〇〇八年)。
- (7) 「右田毛利家文書」二二〇(天正十二年)三月廿二日毛利輝元書状・二二二(天正十二年)三月廿八日福原貞俊書状・二二二(天正十二年)卯月一日吉川元春書状・(天正十二年)卯月九日毛利輝元書状(前掲『山口県史』史料編中世3)。
- (8) 「御北尾」については、穂田元清の妻とする見解がある(石畑

- 匡基「戦国期毛利元清の権限と地位」『古文書研究』第七十八号、二〇一四年、五〇頁)。元清は、桜尾城に加え天正三年(一五七五)に備中猿懸城を預け置かれ、翌年に入城するが、このとき毛利氏から桜尾城に「御北尾并才菊殿」を残していくよう申し渡されたという。才菊は元亀二年(一五七二)に誕生した元就の末子(元清の末弟)で、のちの元総(さらに後、秀包)である。母は乃美大方であった。天正四年当初の段階で才菊がまだ六歳であることを考えると、才菊と併記されている「御北尾」は、母乃美大方とするのが適切であろう。そうであれば、「御北尾」も桜尾城のいずれかの場所にちなむ、ある時期の乃美大方の呼称である可能性がある。『山口県史』史料編中世3も、「右田毛利家文書」二一七・二一八穂田元清書状に見える「御きたお」について「毛利元就継室乃美氏」(乃美大方)としている。元清の妻であれば「つほね」などの表現がふさわしく、夫元清が猿懸城に入るのであれば妻の同行は自然で、事実、夫妻の嫡子秀元の出生は天正七年、猿懸城においてである。
- (9) 山口県文書館編『防長寺社由来』第七巻長府領秋根村(一九八六年)四九九〜五〇〇頁。
- (10) 渡辺世祐監修『毛利輝元卿伝』(マツノ書店、一九八二年)五一〇頁。「長府毛利家文書」二五毛利甲斐守秀元譜略(『下関市史』資料編IV、一九九六年)一〇〇頁。
- (11) 慶長六年と推定される吉川広家自筆覚書案においても、関ヶ原合戦後の戦後処理を振り返り「去年之御和平」と称する文言が確認される(大日本古文書『吉川家文書之二』九一七)。
- (12) 光成準治『関ヶ原前夜』(日本放送出版協会、二〇〇九年)。笠

谷和比古「関ヶ原合戦」(講談社学術文庫、二〇〇八年。初出は講談社選書メチエ、一九九四年)。前掲渡辺監修『毛利輝元卿伝』。

(13) 前掲渡辺監修『毛利輝元卿伝』五八六〜五九〇頁。

(14) 前掲光成『関ヶ原前夜』二八七頁。前掲笠谷『関ヶ原合戦』一七九〜一八〇頁。

(15) 前掲光成『関ヶ原前夜』二八七〜二八八頁。

(16) 山口県編集・発行『山口県史』史料編 中世3 別冊 花押・印章集』一二〇二毛利秀元花押(二〇〇四年)。

(17) 「長府桂家文書」九毛利秀元感状(前掲『山口県史』史料編中世4)。山口県編集・発行『山口県史』史料編 中世4 別冊 花押・印章集 付画幅』五七三毛利秀元花押(二〇〇八年)。

(18) 下関市立長府博物館蔵「長府毛利家文書」一三三慶長四年六月十五日毛利輝元宛行状写(前掲『山口県史』史料編中世4)。

(19) 『豊田町史』第五編第五章第四節「殿居村と吉敷毛利氏」(一九七九年) 一九四〜一九九頁。

(20) 右に同じ。

(21) 『関関録』巻四 毛利伊豆。三坂圭治監修・防長新聞社山口支社編『近世防長諸家系図綜覧』二末家長府毛利家(防長新聞社、一九六六年)。

(22) 萩市郷土博物館蔵文書「小幡家文書」一〇(前掲『山口県史』史料編中世3)。

(23) 岡部忠夫編著『萩藩諸家系譜』小幡氏(琵琶書房、一九八三年)。

(24) 「毛利氏三代実録考証」巻百二十三 寛永二年五月十三日条

(『山口県史』史料編近世1下 八八二頁)。前掲西尾「毛利元

就継室『中の丸』の出自」六二頁。

(25) 山口県地方史学会編『防長地下上申』第三卷(マツノ書店、一九七九年) 五一六〜五一七頁。

(26) 前掲『防長地下上申』第三卷 五七七頁。

(27) 前掲西尾「毛利元就継室『中の丸』の出自」五九頁。

(28) 文禄四年(一五九五) 九月廿四日小早川隆景書状によれば、「態申上候、小畑久内進退之儀、去年以来桜尾お東種々歎承候つる」と見え、東が小畑久内の知行について隆景に嘆願したことが知られる。同年十二月朔日小早川秀俊宛行状によれば、杉助右衛門尉が小早川秀俊から筑後国三井郡・生葉郡で合計千九百石の知行を宛行われている(前掲「小幡文書」二(文禄四年) 九月廿四日小早川隆景書状・「同」三 文禄四年十二月朔日小早川秀俊宛行状。前掲『山口県史』史料編中世3)。「小畑久内」は、杉元重の子助右衛門元式で、事情は不詳ながら小幡姓を名乗っており、東の嘆願の結果、九州に知行地を与えられ、再び杉姓に復したことがうかがえる。元重の子元俊もまた、伯母東の「御子分」になってその化粧料のうちから二百石を与えられて知行したという(前掲岡部『萩藩諸家系譜』小幡氏)。東と元重、そして助右衛門、四郎兵衛、元俊との密接な近親関係がうかがえる。

(29) 『関関録』巻五毛利宇右衛門由緒書。「阿川毛利家文書」一四 文禄五年三月廿三日山田元宗・国司元武連署打渡状(前掲『山口県史』史料編中世3)。「山口県の地名」(平凡社、一九八〇年) 五四七頁(竜山城跡)。

(30) 前掲『防長地下上申』第三卷 四八七頁、五〇四頁、五〇六頁、

五七五頁～五七六頁。

(31) 村上武吉・村上元吉・宍戸景世連署書状解説(愛媛県今治市教育委員会編『今治市村上水軍博物館保管村上家文書調査報告書』、二〇〇五年、六一～六二頁)。

(32) 永禄十二年(一五六九)、長門に在陣中の元就から中の丸(東)に宛てた書状には、同女に籠手の準備を頼み、「万まるおほせあわせ候て御心えかんえうにて候」と見える。すなわち、万端、乃美大方と相談して取り計らうことが肝要だと述べており、このような元就書状の文面からも、中の丸(東)と乃美大方の近さがうかがえる(前掲「小幡家文書」三年月日未詳毛利元就書状写、前掲『山口県史』史料編中世3)。

〔付記〕

下関市立豊田文化財資料室室長田中俊郎氏、同市教育委員会豊田教育支所の土井優氏には、現地調査にあたり、大変お世話になりました。また、本学文学部現代社会学科の同僚中山ちなみ氏には、系図入力に際し、お力添えをいただきました。記して、皆様のご厚意に心より御礼申し上げます。

(にしお かずみ) 本学 文学部 現代社会学科